

食品表示制度をめぐる情勢

令和元年 9 月 19 日

消費者庁食品表示企画課

食品表示制度をめぐる情勢

消費者庁政策立案総括審議官

橋本 次郎

令和元年 9 月19日

1. 食品表示法の一部改正について
2. 遺伝子組換え表示制度の改正について
3. 食品添加物表示制度の検討状況について

食品表示法の一部を改正する法律の概要

(平成30年法律第97号)

改正前の制度の課題

- 食品関連事業者等が食品の自主回収(リコール)を行う場合、食品表示法では、食品リコール情報を行政機関に届け出る仕組みがない。

(※一部の地方公共団体は、条例等に基づき、食品リコール情報を届出させている。)

- **食品衛生法**では食品リコール情報の届出を制度として位置付け(平成30年6月13日改正法公布、公布後3年以内に施行予定)。
- アレルゲン等の安全性に関わる**食品表示法違反による食品リコール届出について早急に検討することを国会で決議**。

[平成30年4月 参・厚労委 附帯決議(食品衛生法等一部改正法案)]

改正の概要

- 食品関連事業者等が**食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収**を行う場合、**行政機関への届出を義務付け**。

※届出対象となる食品表示基準違反:アレルゲン、消費期限など欠落や誤表示

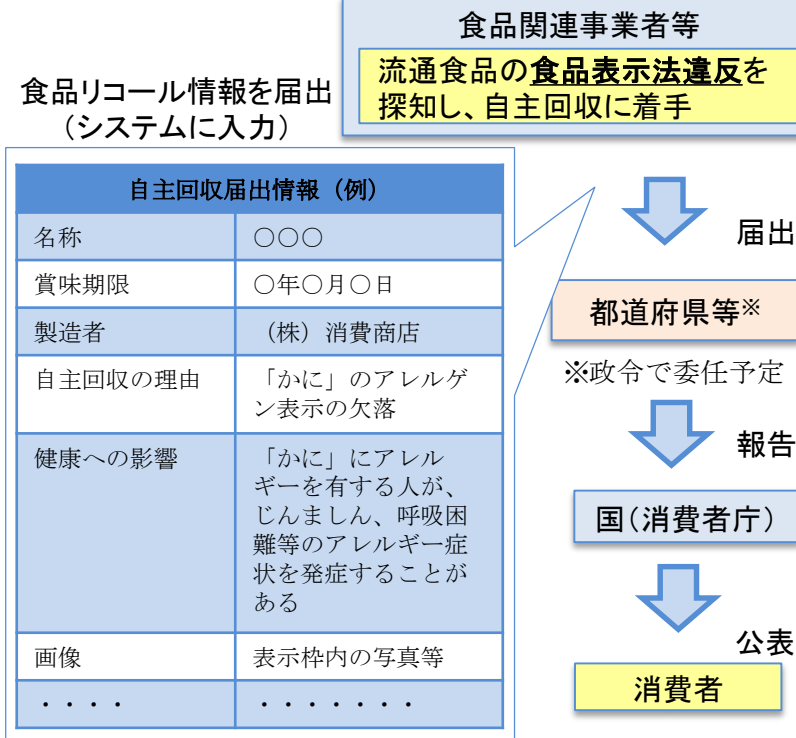
- 当該届出に係る食品リコール情報については、**行政機関において消費者に情報提供(公表)**。
- 届出をしない又は虚偽の届出をした者は罰金。

改正の効果

- **食品リコール情報の消費者への一元的かつ速やかな提供**により、対象食品の喫食を防止し、**健康危害を未然に防ぐ**。
- 行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、**食品表示法違反の防止を図る**。

※食品衛生法及び食品表示法一体での食品リコール情報の届出制度の円滑かつ齟齬のない運用を図る。

＜届出から公表までのイメージ＞



※公布の日(平成30年12月14日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

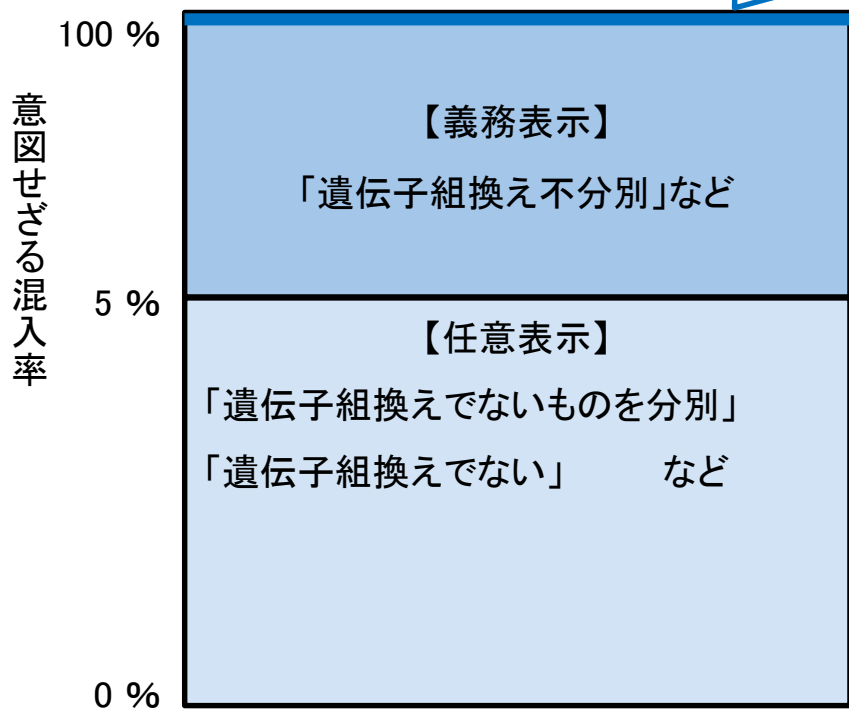
※届出から公表までをシステムで一体的に運用することにより、事務手続の効率化が期待。

遺伝子組換え表示制度改正の概要

「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」(平成30年3月28日遺伝子組換え表示制度に関する検討会)を踏まえ、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定されている遺伝子組換えに関する任意表示の制度を改正し、

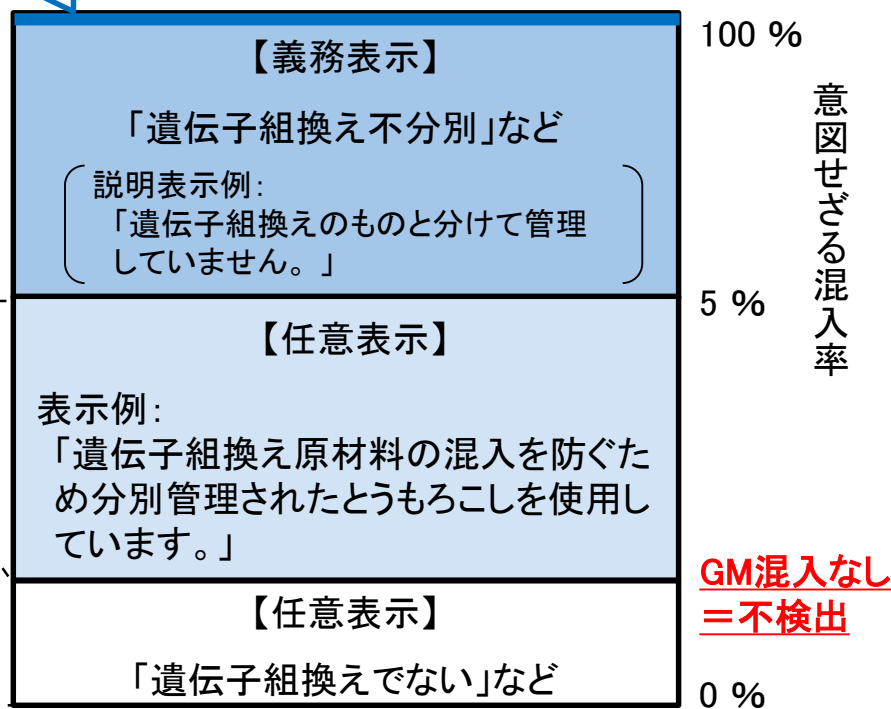
- ① 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実に即した表示を、
- ② さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとした(平成31年4月25日公布、令和5年4月1日施行)。

<現行の表示制度>



【義務表示】「遺伝子組換え」など

<改正後の制度>



(注)「遺伝子組換え」表示及び任意表示については、事業者が分別生産流通管理を行っていることが前提。

食品添加物表示制度に関する検討会

検討項目

(1) 今後の食品添加物表示の在り方

(2) その他

進め方及びスケジュール

食品添加物表示制度について、事業者による食品添加物に関する情報提供の実態や海外における食品添加物の表示制度等も参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、今年度末を目途に取りまとめを行う。

第1回検討会 平成31年4月18日
第2回検討会 令和元年5月30日
第3回検討会 令和元年6月27日
第4回検討会 令和元年8月29日

構成員

有田 芳子 主婦連合会 会長

稲見 成之 東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長

上田 要一 一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事

浦郷 由季 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長

大熊 茂 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
事業部教育研修課 調査役

坂田 美陽子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表

佐藤 恭子 国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長

武石 徹 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長

中垣 俊郎 京都府立医科大学 大学院医学研究科
医療レギュラトリーサイエンス学 教授 (座長代理)

西島 基弘 実践女子大学 名誉教授(座長)

森田 満樹 消費生活コンサルタント